

有料老人ホーム変更届提出書類一覧

1. 届出について

- * 届出は変更日から**1か月以内**に行ってください。
- * 提出にあたっては、原則郵送で行ってください。なお、受付印を押印した控えが必要な場合は、返信用封筒（切手貼付・返送先記入）を同封してください。
- * 介護付有料老人ホームについては、介護保険法の特設施設入居者生活介護の変更届の提出も別途必要です。

2. 提出書類及び事前協議について

(1) 設置者（申請者）の名称

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 法人登記簿謄本の写し ☐ 入居契約書 ☐ 重要事項説明書 ☐ 有料老人ホーム情報開示事項一覧	不要	・事業譲渡等により設置者が変わる場合は、新規の手続きが必要ですので、事前にご連絡ください。

(2) 設置者（申請者）の所在地

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 法人登記簿謄本の写し ☐ 入居契約書 ☐ 重要事項説明書	不要	・移転に際し、法人の電話番号・FAX番号が変更になる場合は変更届に記載してください。

(3) 施設の名称

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 理由書（任意様式） ☐ 入居契約書 ☐ 重要事項説明書 ☐ 有料老人ホーム情報開示事項一覧	不要	

(4) 施設の所在地（住居表示の変更）

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 住居表示がわかるもの（市町村からの通知等） ☐ 入居契約書 ☐ 重要事項説明書 ☐ 有料老人ホーム情報開示事項一覧	不要	・事業所の移転は別途協議が必要ですので、事前にご連絡ください。

(5) 法人代表者の変更

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 法人登記簿謄本の写し ☐ 新代表者の経歴書 ☐ 重要事項説明書	不要	・施設単位で提出してください。 ・住所の変更は届出不要です。

(6) 法人役員の変更

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 役員名簿 ☐ 新役員の経歴書 ☐ 法人登記簿謄本の写し	不要	・施設単位で提出してください。 ・住所の変更は届出不要です。 ・役員についての記載がない場合、法人登記簿謄本の提出は不要です。

(7) 施設の管理者(施設長)の氏名又は住所

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 新管理者の経歴書 ☐ 重要事項説明書	不要	・住所の変更の場合、重要事項説明書の提出は不要です。

(8) 施設の構造、設備、専用区画、用途変更等

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 変更前の図面 ☐ 変更後の図面 ☐ 入居契約書※ ☐ 重要事項説明書※ ☐ 管理規程※ ☐ 有料老人ホーム情報開示事項一覧※	必要	・事前協議が必要ですので、事前にご連絡ください。 ・内容に変更がない場合、「※」の書類の提出は不要です。 ・入居契約書、管理規程の提出が必要な場合は、該当書類の新旧対照表も必要です。

(9) 入居定員及び居室数

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 理由書(任意様式) ☐ 重要事項説明書 ☐ 有料老人ホーム情報開示事項一覧 ☐ 入居契約書※ ☐ 管理規程※	必要	・事前協議が必要ですので、事前にご連絡ください。 ・内容に変更がない場合、「※」の書類の提出は不要です。 ・入居契約書、管理規程の提出が必要な場合は、該当書類の新旧対照表も必要です。

(10) 入居一時金、月額利用料等費用

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 入居契約書 ☐ 新旧対照表 ☐ 重要事項説明書 ☐ 有料老人ホーム情報開示事項一覧 ☐ 管理規程※	必要	・事前協議が必要ですので、事前にご連絡ください。 ・内容に変更がない場合、「※」の書類の提出は不要です。 ・新旧対照表については、入居契約書(新)(旧)の変更か所をマーカー等で示したもので代用可能です。 ・管理規程の提出が必要な場合は、該当書類の新旧対照表も必要です。

(11) 施設サービスの内容

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 業務の一部を委託する場合は、委託契約書 ☐ 入居契約書※ ☐ 重要事項説明書※ ☐ 管理規程※ ☐ 有料老人ホーム情報開示事項一覧※	必要	・事前協議が必要ですので、事前にご連絡ください。 ・内容に変更がない場合、「※」の書類の提出は不要です。 ・入居契約書、管理規程の提出が必要な場合は、該当書類の新旧対照表も必要です。

(12) 協力医療機関・協力歯科医療機関(契約解除・新規契約とも)

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 契約書の写し ☐ 重要事項説明書	不要	

(13) 併設施設の状況等

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 変更前の図面 ☐ 変更後の図面 ☐ 入居契約書※ ☐ 重要事項説明書※	不要	・内容に変更がない場合、「※」の書類の提出は不要です。 ・入居契約書の提出が必要な場合は、該当書類の新旧対照表も必要です。

(14) 入居契約書

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 入居契約書 ☐ 新旧対照表 ☐ 重要事項説明書※ ☐ 管理規程※ ☐ 有料老人ホーム情報開示事項一覧※	必要	・入居者への影響が生じない場合、事前協議は不要です。 ・内容に変更がない場合、「※」の書類の提出は不要です。 ・新旧対照表については、入居契約書(新)(旧)の変更か所をマーカー等で示したもので代用可能です。 ・管理規程の提出が必要な場合は、該当書類の新旧対照表も必要です。

(15) 重要事項説明書

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 重要事項説明書 ☐ 入居契約書※ ☐ 管理規程※ ☐ 有料老人ホーム情報開示事項一覧※	必要	・入居者への影響が生じない場合、事前協議は不要です。 ・内容に変更がない場合、「※」の書類の提出は不要です。 ・入居契約書、管理規程の提出が必要な場合は、該当書類の新旧対照表も必要です。

(16) 管理規程

提出書類	事前協議	留意事項
☐ 有料老人ホーム変更届出書 ☐ 管理規程 ☐ 新旧対照表 ☐ 入居契約書※ ☐ 重要事項説明書※ ☐ 有料老人ホーム情報開示事項一覧※	必要	・入居者への影響が生じない場合、事前協議は不要です。 ・内容に変更がない場合、「※」の書類の提出は不要です。 ・新旧対照表については、管理規程(新)(旧)の変更か所をマーカー等で示したもので代用可能です。 ・入居契約書の提出が必要な場合は、該当書類の新旧対照表も必要です。

(17) 上記以外の変更

提出書類	事前協議	留意事項
別途ご相談ください。		

3. 様式ダウンロード方法

豊中市ホームページ⇒「健康・福祉・医療」⇒「ふくしねっととよなか」⇒「介護保険・その他のサービス」⇒「介護保険」⇒「事業者向け情報」⇒「事業者向け書式ダウンロードサービス」⇒「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホームの書式」⇒「有料老人ホーム」⇒「変更届」

問い合わせ先・提出先

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係

TEL 06-6858-2838

FAX 06-6858-3146